

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

平成29年10月16日

茨城県人事委員会委員長 足立 勇人

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

職員と民間の給与を比較したところ、月例給については、民間の給与が職員の給与を529円（0.14%）上回ったことから、給料表等の引上げ改定を行うこととしました。

また、特別給（ボーナス）についても、民間の支給月数が職員を上回ったことから引上げを行い、年間4.40月分としました。

このほか、本年の勧告では、有為な人材の確保の観点から初任給調整手当の見直し、さらに退職手当の見直しを検討する必要があることとしました。

公務運営関係については、人材の確保及び育成、働き方改革と勤務環境等の整備、高齢層職員の能力及び経験の活用、会計年度任用職員制度の導入、公務員倫理の徹底に関する課題について報告しました。

職員にあっては、県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民サービスの一層の向上に努め、高い倫理観と強い使命感を持って職務に専念されることを切に望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、多くの職員が各部門で職務に精励していることについて、深い御理解を賜りますようお願ひいたします。